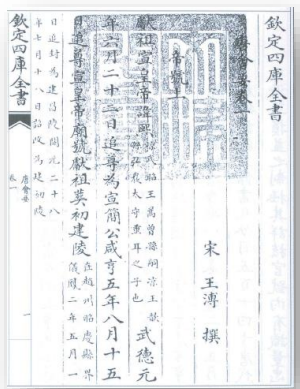


旧鈔本を用いた唐代史・明代法制史資料の再構築

猪俣貴幸（文学研究科東洋史学専修D3）

はじめに 歴史学の基本にたちかえる

中国史の史料の中には、清朝にいたるまで出版されず、鈔本によって伝わってきたものがある。唐代史の基礎史料『唐會要』や『唐代詔令集』などは、それ故に史料批判（Text-kritik）が困難であった。報告者は台湾留学中に台北各地に所蔵されている鈔本にその可能性を見出し、本年度の調査計画を立てた。



調査対象・調査方法

台北の中央研究院歴史語言研究所傅斯年圖書館、および國家圖書館に所蔵される鈔本の原本を確認し、その状態とテキストの避諱から、その鈔写年代を推定。本のサイズや様式などから、他館所蔵の鈔本との接続関係を検討する。多くの知見を得るため、京大・立命館の教授と連携。

➤ 『唐會要』台北B鈔本の原本調査

現在、通行する『唐會要』は、清の嘉慶八(1803)年に刊行された武英殿聚珍版。それを光緒十(1884)年に江蘇書局が復刊したものを底本に、1935年に『國學基本叢書』として活字化され、1955年に中華書局が、1986年に上海古籍出版社がそれぞれ出版し、

流通したもの。その武英殿聚珍版の元となったのは乾隆四十六(1781)年に完成した四庫全書本であり、さらにその四庫全書本の底本は台北A鈔本と呼ばれる汪啓淑家蔵本である。

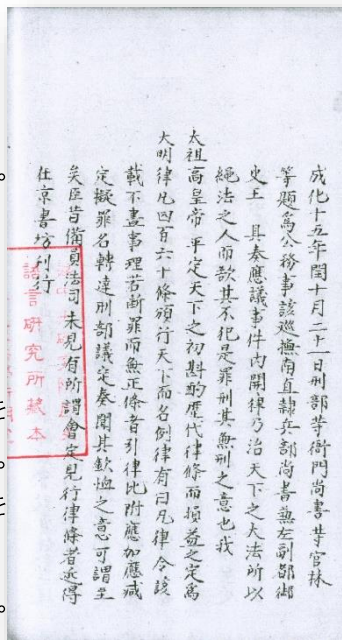
古畑徹によれば、台北A本の祖本が台北B鈔本であり、四庫全書本の成立を研究する上で、この鈔本の調査は欠かすことができない。2019年10月、京都大学の辻教授と調査を実施。



➤ 『皇明條法事類纂』成立の研究

東京大学総合図書館所蔵の『皇明條法事類纂』は他に同名の書を見ない「天下の孤本」とされるが、そこに収録される「條例」は寧波天一閣所蔵の『條例全文』や、台北の中央研究院傅斯年圖書館所蔵の『皇明成化條例』『皇明弘治條例』『皇明成化十四十五年條例』『大明九卿事例案列』等にも見られることがわかっている。

上記の各種『條例』は、條例を年代(上奏年月日)順に列挙するが、『事類纂』はそれを『大明律』の篇目に準拠して並べ替えてある。また、『事類纂』では一つの條例を分割して掲載しているものもある。ここから、『事類纂』は『條例』を検索しやすいように編輯し直した実用書である可能性が見えてきた。



今年度の成果と今後の展望

① 『皇明條法事類纂』巻四八・刑部類の譯註稿を『立命館文学』に連載

「『皇明條法事類纂』巻四八・刑部類・斷罪引律令譯註稿(上)」(『立命館文学』662、2019)、「同(中)」(『立命館文学』663、2019年)...

② 『唐會要』台北B鈔本の全件を複写しPDF化。

台北A鈔本はすでに國家圖書館でWeb公開されているため、四庫全書本成立に関する報告者の研究に必要なテキストが揃った。

③ 『皇明條法事類纂』條例の対校可能テキストの一覧化

中研院所蔵の『條例』と『事類纂』の収録條例一覧表。『事類纂』校勘の可能性が格段に向上。『立命館東洋史學』43号に投稿。

なお、『大明九卿事例案列』については、新型コロナの影響もあり、原本調査ができていないため、今後も引き続きこの研究を継続していく必要があり、またそれは明代中期法制史研究に大きく貢献するものと自負している。